

政治学ノート (その一)

中村紀一

序章

イメージとしての政治

数年前、「航空機疑惑」に関する証人喚問を傍聴した堀田善衛氏の手記が、『朝日新聞』(一九七九年五月二五日付朝刊)に掲載されたことがある。その中で堀田氏は、政治学者丸山眞男氏が三十数年前のある会合で突きつけてきた質問を思い浮かべながら、次のように書いている。

「そのとき丸山君は同席した、政治にはしろうとの私ども小説家たちに、……ほとんど出し抜けに、

『政治、あるいは政治的、あるいは政治的解決、政治的決着といったものについて、どういう印象をもっているか?』

と訊(たず)ねたのである。

同席していた小説家は故武田泰淳と私の二人で、私は即座に、

『後(うしろ)暗いもの……』

と答え、武田泰淳君は、

『いい意味でのウヤマヤ……』

と答えたのであった。

丸山君はおそらくわれわれ小説家どもの意識調査のようなことをしたかったものであろうが、私はそのときのことをいまに明瞭(めいりょう)に覚えているし、その後三十年間、ときどきはこのときの間答を思い出して、多少なりとも考えつづけても来ていたのである。」

堀田氏は筆を進めて傍聴後の心境にふれ、「かくて私は自分の『政治』というものに関する考えが三十年前と何の違いも進歩もないことを自分自身について確認し、……陰陰滅滅たる心持ち」がした、と記している。

この手記が掲載されてしばらくして、私は政治学の講義の中で、数人の学生に「政治的なるもの……政治のイメージ」についてたずねてみた。

「別世界」、「全然関係ない」、「民衆と関係ないところで動いているもの」、「権力者が好き勝手に動かしているもの」、「闇の

力」等々。意外なほどに画一的な答えが返ってきた。「いい意味でのウヤマヤ」すら彼らの口から聞かれなかった。

* * * * *

百人の政治学者に「政治(学)とは何か」と問うと、百通りの答えが返ってくるという話を耳にしたことがある。このことは学者ばかりではなく、普通の市民の場合にもあてはまるといえよう。例えば、学生時代にデモの隊列に加わり、機動隊に追われて逮捕された者には、政治は非情な権(暴)力そのものとして映ずるかもしれない。夫に先立たれ、幼い子供をかかえて途方にくれている若い主婦が、初めて政府支給の遺族年金を手にする時、彼女にとって、政治は国民に福祉をもたらす社会的機能として意識されよう。あるいはそれは慈悲ぶかい「お上」であろうか。また、町内会活動に長年関わってきた老人には「政治は所詮、妥協である」との実感が強いかもしれない。こうして政治とのさまざまな出会いや体験が、人々の政治イメージの形成に大きな意味をもつこととなる。

これらのイメージとしての政治の多義性はまた、それがもつ「ホンネ」と「タテマエ」の乖離によって増幅される。

政治家岸信介が「政治は金なり、金は力なり」と述べ、春日一幸が「義理人情こそは政治の背骨です」と語る時、彼らは政治のホンネに近い部分を吐露している。一方、田中角栄が「政治は国民のものです」と党大会で挨拶し、福田赳夫が「政治は

国民の心と密着しなければならない」と答弁する時、そこにはタテマエとしての政治が強調されている。政治を「民衆と関係ないところで動いているもの」と答える学生は「教科書」の中の政治と政治の「現実」との余りにかけ離れた関係にとまどいを感じているのであろう。彼らにとって政治はたとえ「お上」のものではなくとも「闇の力」であり、「我々」のものではないのである。

かつて千葉市で、川崎製鉄の海外進出、いわゆる公害輸出に反対する小さな市民集會が開かれた。被害地フィリピンから来日したアメリカ人の神父が現地報告を行い、もの静かな語り口で“Government should work for the people.”と報告を結んだ。「政府は人民のためのものでなくてはならない」。聴衆の間に冷やかとも思える雰囲気があった。政治スローガンであればいざ知らず、日本の知識人はこの言葉をまともに信じて口にすることはない。「政府は人民のためのものであるはずがない」。彼らはもはや政治のタテマエすら否定するに至っている。それと比較すれば、虚偽概念であれ、この言葉に多少の期待を寄せることができるところにアメリカ民主主義の健全さを感じとれよう。ともあれ、イメージとしての政治はこのように無限に拡散していくこととなる。

ところで、丸山眞男氏は「政治は力である」(原敬)、「政治は倫理である」(後藤新平)、「政治は妥協である」(床次竹二

郎」という三人の政治家の言葉を引きながら、「政治的なるもの」の構造的把握を試みている。⁽¹⁾以下、政治イメージをより豊かにする目的に限定して丸山氏の考えを筆者なりに紹介しておく。

「政治は力である」とは政治の権力的側面、現実的な態様を表現している。高島通敏教授が指摘する「リアリズム」の政治学の系譜はこの範疇でとらえることができよう。⁽²⁾この流れはマキャヴェリ、ホッブズ以後、マルクスやウエーバーをへて、今日のアメリカ政治学の成立に深い影響を及ぼしたラスウェルやミルズの理論にまで受けつがれてきているといつてよい。⁽³⁾

政治権力については後章で少し詳しく論ずるので、ここで彼らリアリスト達の政治観に若干ふれておくと、マキャヴェリは君主が国民を支配する手段として権力の優位を説いている。

「……人間は生来変わり易く、彼らにあることを説得するのは安易であるが、この説得に彼らを繋げとめておくのは難しく、したがってもはやそれを信じない場合には力によってそれを信じさせることができるような態勢が必要となる……」⁽⁴⁾

さらにホッブズになると手段としての権力は自己目的化する。彼は「すべての人における力へのやむことなき意欲」を次のように説明している。

「この原因は、人がすでに手にしているよりもさらに強い喜

びを望んだり、適度な権力で満足できないということでは必ずしもなく、彼が現在、享受している快適な生活のための権力と手段を確実にするために、現在以上にそれらを獲得しておかねばならないからである」⁽⁵⁾

かくして「権力の配分・維持・変動に対する利害関心」(ウエーバー)がリアリストの政治観となろう。しかも、「権力の分け前」は常に少数者の手に握られている。ラスウェルは言う。

「アメリカでは、能力と弁舌の才をもつ青年であれば誰でも、将来大統領たるべき人材として瞩目される。しかし、実際には、過去三〇年間にわずか八人が大統領になったにすぎない。また、アメリカの政治に大きな力をもつ上院は、比較的多数の議員によって構成されているとはいえず、その議員が一人も再選されることがないと仮定しても、三〇年間に、わずか四八〇人が上院議員になれるだけである」⁽⁶⁾

こうした政治観はこれを突きつめていくと「力が正義をつくる」、「勝てば官軍」など、きわめてシニカルな見解を政治の世界にもちこむこととなる。

一方、「政治は倫理である」という第二の見方は第一のそれとは対蹠的な位置に立つものであり、政治の理想的なあり方を表現している。ソクラテス、プラトン、ルソー、ロック、パースズ、ドイツと続く「アイデアリズム」の政治学(高島通

(6) はこの系譜に属するといえよう。

たとえば、獄中からの遁走を勧められたソクラテスがそれを断わり、「一番大切なことは単に生きることそのことではなくて、善く生きることである……」(傍点は原文)と語る時、「善く生きる」とは、国法の下、国家の中の市民としてのそれを意味していた。また、ロックにおける自然状態は「万人の万人に対する闘い」(ホブズ)とは対照的に「……冷静な理性と良心とが……」支配する平和な状態であり、そこに政治社会が成立すれば、それは「公共の福祉」(public good)を実現していくものと考えられていた。

だが、「公共の福祉」といい、「共同の目標達成」(パーソンズ)といったところで、こうした目的を現実化する手段がなくては所詮絵に描いた餅にすぎない。ここに再び、権力が政治の表舞台に登場することとなる。ロックにとつて「政治権力とは……死刑、したがって当然それ以下のあらゆる刑罰のついた法」を作り、それらを執行し、「また外敵に対して国を防禦するために協同体の力を用いる権利」としてイメージされている。また、モアの描いた「ユートピア」が強い倫理的色彩をもつと同時に、きびしい権力的管理の側面をもっていたことはよく知られている。

さて、「政治的なるもの」が権力と倫理、現実と理想という二元的対立の中でイメージされている限り、政治の世界は安定

するところを知らぬ争乱の巷と考えられるであろう。そこでは「力が正義をつくる」か、「正義が力を生みだす」かをめぐって果てしない論争が繰り広げられる。かくして二つの政治イメージの不毛な対立を克服し、政治の世界を安定させるための第三のイメージが必要となる。

「政治は妥協である」は権力と倫理とを架橋し、政治を現実機能させる技術的側面を表わしている。政治家大野伴睦は、政治の要諦は「足して二で割る」ことだと語っているが、これを「権力(現実)と倫理(理想)」とを足して二で割ると理解すれば、きわめて示唆的である。また、マキアヴェリが「国家理性」という最高の政治倫理を実現するために、「狐と獅子とを範とすべきである」と述べる時、彼の脳裏には、時に権力(獅子)をも統御しうる政治技術として、「罨を見破る」狐の眼が想定されていたであろう。あるいはプラトンのいう「高貴なる嘘」は、政治の世界のみならず大・小社会を円滑に動かしていくための古くからの「生活の知恵」と考えることもできる。とすれば、近年のコミュニケーション技術の発達が逆に「高貴なる嘘」の効用をいちじるしく低下させてしまった現実こそ問題であろう。そして技術としての政治のこれらのイメージは武

田泰淳氏の「いい意味でのウヤマヤ……」に通じている。

「政治的なるもの」をめぐるさまざまなイメージは、私達に政治の世界の迷路のような奥深さと複雑さを想像させる。実際

「政治の世界は、一寸先はヤミである」(川島正次郎)。

岩永健吉郎教授は「政治の世界は大人の世界だから……」「政治学は四〇になって学べばよい」と書いている。また、蠟山政治学教授はかつて政治学の講義の中で、アーネスト・バーカーの言葉を引きながら「政治学は六〇をこえねばまともな講義がでない」と述べていたが、この言葉も政治理解の困難さを表現して余りない。

一九一九年一月、第一次大戦敗戦後の騒然たる雰囲気の中のドイツ国民に向かってヴェーバーは語りかける。

「この世がデーモンに支配されていること。そして政治にタッチする人間、すなわち手段としての権力と暴力性とに関係をもった者は悪魔の力と契約を結ぶものであること。さらには善からは善のみが、悪からは悪のみが生まれるというのは、人間の行為にとって決して真実ではなく、しばしばその逆が真実であること。……これが見抜けなような人間は、政治のイロハもわきまえない未熟児である」。

「年をとった」悪魔の前に、私達はいまだ「未熟児」たる地位から脱却できぬままでよいのであろうか。もしそうであれば、私達は政治というデーモンによって永遠に翻弄される政治的客体にとどまる。現実政治の法則を理解し、一步でも政治的主体に近付くことができるように、以下、次章より「政治の世界」に小さなメスを入れていくこととする。

(1) 丸山真男「政治学」大塚久雄執筆代表『社会科学入門』みすず書房、一九四九年参照。なお、本論文は「政治学入門」という題で丸山真男「戦中と戦後の間」みすず書房、一九七六年に再掲載されている。

(2) 高島通敏「自由とポリテイク」筑摩書房、一九七六年、一八三頁。

(3) 佐々木毅『人類の知的遺産24／マキアヴェッリ』講談社、一九七八年、一八九頁。

(4) Thomas Hobbes, *Leviathan*, 1651 (Edited with an Introduction by Michael Oakeshott), Basil Blackwell, p. 64.

(5) H・D・ラスウェル著久保田きぬ子訳『政治―動態分析』岩波書店、一九五九年、二頁。

(6) 高島「前掲書」一九〇―一九二頁。

(7) プラトン著久保勉訳『ソクラテスの弁明・クリトン』岩波書店、一九六七年、七四頁。

(8) ロック著鶴岡信成訳『市民政府論』岩波書店、一九六八年、一四頁。

(9) 『同書』九頁。

(10) 岩永健吉郎「序―政治学以前」岩永編『政治学研究入門』東京大学出版会、一九七四年、一頁。

(11) マックス・ヴェーバー著脇圭平訳『職業としての政治』岩波書店、一九八〇年、九四頁。

第一章

「校庭」の政治学⁽¹⁾

問題の所在

大学で政治学に関連するいくつかの講義を担当していて、近年とくにつよく感じるのは大学生の無政治的傾向である。それは現実社会に絶望してそれを冷やかな眼で眺めるといったかつての「シラケ」の世代をとうに通りこし、私生活に積極的に没頭する姿はむしろ「健全」という印象すら受ける。

現代青年の政治意識の様相は後の章で扱うとして、政治の入口に立ったこのような人々に政治的関心を抱かせ、あわせて政治の世界を具体的に理解できるようにするには、一体どのような方法がよいのであろうか。本章では政治の原初的風景を叙述することから、こうした課題に接近することとする。題して『校庭』の政治学⁽¹⁾という。

一 校庭の風景

さて、ここに小学校の校庭とそこに遊ぶ子供の様子を想定してみよう。子供は校庭でさまざまな遊びを繰り広げているであろう。この場合、校庭が無限の広さをもつ空間であれば、子供の遊びと校庭との間に、衝突や対立の問題は起らない。子供たち

はそれぞれの遊びに応じて好きなだけの空間を占有できるからである。だが、校庭は現実には限られた空間であり、そこにはしばしば子供の遊び相互の競合がみられる。

たとえば、サッカーの練習をしている六年生にとっては、校庭の真中をちょこちょこ走りまわる一年生は目ざわりだし、邪魔な存在である。また、百メートルを全力疾走している五年生はトラックにころがり出た二年生のドッジボールによって中断を余儀なくされる。四年生のソフトボールと三年生のポートボールは校庭で同時に行うことができない。こうして校庭という限られた価値ある空間をどのように配分して遊ぶかが、子供たちにとって現実的な課題となる。

もちろんこのような場合、先生と両親とが一緒になって校庭の拡張を行政当局に働きかけることも考えられる。いわゆる「地方」政治の登場である。だが、先生と両親、そして子供たちの切実な願いも、有力者の口ききか、よほどの幸運にでも恵まれない限り、簡単には実現されない。そこで、当面はいかにしたら狭い校庭を子供全体の満足のいくように配分し、校庭に望ましい遊びの風景をつくりあげることができるか、その方法がさぐられねばならぬこととなる。

この解決を「当事者」である子供たちの自主性、自発性にゆだねるとすれば、おそらく腕力のすぐれた六年生は最も広い空間を独占するであろう。こんな時、一年生は今に自分達も六年

生になつたらと夢みながら、校庭の片隅でひっそりと遊ぶかも知れない。また、時には六年生の横暴なふるまいに腹を立てた五年生が四年生と連合して六年生に闘いを挑む場面も出てやう。ホップズのいう「万人の万人に対する闘い」(自然状態)が、ここ小学校の校庭に再現されることとなる。しかしながら、このような無政府状態のもとでは、闘争は緊迫化し、拡大して容易に話し合いに入ることができず、結局「強者の論理」が貫かれてしまふ。

かくして校庭の公平な配分を子供たちの「後見人」である先生が決定したら、という考えが出てくる。ある先生は「児童はみな平等」と確信して、一年生から六年生まで校庭を形式的に六等分するアイデアを提案するかもしれない。一方、どうせ遊ばせるなら校庭全体を心置きなく、ということとで時間帯を区切って各学年順番に遊ばせたら、と主張する先生も出て来るのである。あるいは用意周到な先生ともなると、学年毎の運動量を調査して、それに応じて校庭を「合理的」に配分するプランを作成することも考えられる。

もちろん、当事者である子供と後見人である先生とが、話し合う中で校庭の配分のありかたが練り上げられていく場合も想定できる。校庭の配分計画への児童参加である。こうした児童会では、先生の指導のもと各学年の希望する遊びがつきつき提案され、議論が交わされる中で調整がなされ、計画が決定され

ていくこととなる。このような過程を経て校庭という限られた価値ある空間は無政府的混乱状態を脱皮し、そこに子供たちのさまざまな遊びの図柄が、秩序のとれた形で描き出されることとなる。

二 政治学の方法

政治を「社会に対する諸価値の権威的配分⁽²⁾」として特色づけたのはD・イーストンである。先生が「校庭」を子供に分け与えるという行為は、子供社会に対する「諸価値の権威的配分」と理解することができよう。一方、政治の世界を稀少資源の獲得・分配などをめぐる紛争・解決の連鎖過程としてとらえる立場もある。「校庭」における児童間の闘争はこの範疇で考えることができる。

高島通敏教授は古今の政治学者の政治概念を比較しながら、「政治のイメージの型」(図一⁽³⁾参照)を描き出し、それに次のような説明を加えている。

「……(1)政治的決定は、既存の諸価値を分配するだけか(闘争)、それとも新しい価値を社会にもたらすか(政策)、(2)政治的秩序とは権力が上から支配する秩序か(統治)、それとも成員が同意によってつくり上げてゆく秩序か(自治)、という『決定』観および『秩序』観の二つの軸によってでき上がっている……」⁽⁴⁾。

高島教授は「私たちは、この四つのタイプの共集合であるさまざまな変種を考えることができる」と論を続けているが、縦・横の座標軸によって分けられる四つの象限をとり出してみると、そこに図-2で表されている四つの典型的な政治の概念

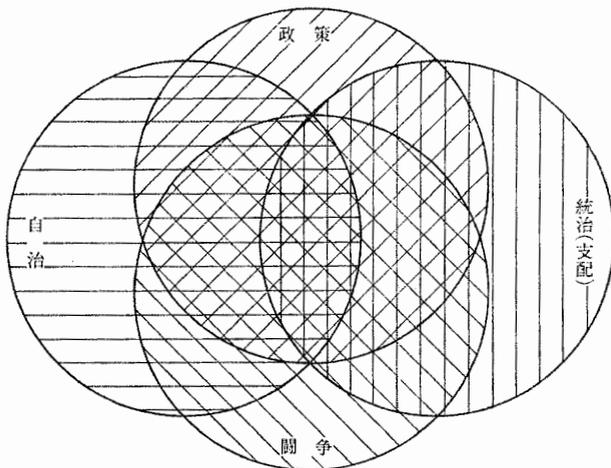


図-1 政治のイメージの型

を考えることができる。そしてここでは、それらを「開明的専制」、「権力的統治」、「無政府的混乱」、「形成的自治」と名付けておく。

さて、「校庭」の政治学的解剖に入る前に、横、縦の軸に若

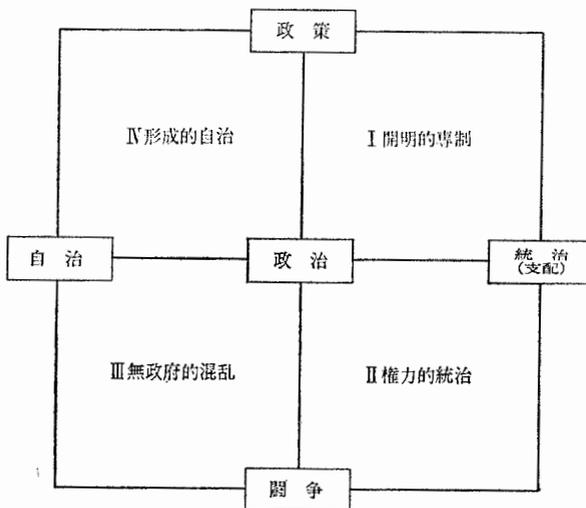


図-2 政治の概念(理念型)

干の説明を加え、解剖の「メス」ともいうべき四つの政治の理念型の内容を明らかにしておくこととしよう。

まず、横の軸において「統治」とは「公的決定」が特定の個人ないしは集団によってなされ、その結果、社会的秩序が保たれるいわば上からの「統合」を意味する。この場合、社会の統合を図っていくために、構成員（国民、住民）に対する強制的側面が強調され、個々人の利益はしばしば譲歩と犠牲をせまられることとなる。

これに対して「自治」における「公的決定」はその社会の構成員全員によってなされ、各人が権力者と考えることができる。こうした社会で「統合」が達成されていくためには、構成員全員が自発的、積極的に「決定」の場に参加し、決定された「秩序」に対して自発的、積極的に服従することが必須とされるよう。

有賀弘教授は両者の関係を次のように説明している。

「自治と統治、したがってまた自発性と強制とは、いわば対極的な概念であり、個人の立場からみれば、前者においては私的な領域が、そして後者においては公的な領域が極大化される。もし完全な自治が実現したとすれば、そこでは権力と強制が意識されることはなく、したがって各個人は完全に自由であろう。また、完全な統治のもとにおいては、私的な領域はいっさい姿を消すのであり、そこではもはや自由が問題になること

はないといえよう」。

一方、縦の軸において「政策」とは社会的諸価値の調整・分配を構成員それぞれと全体との調和を考慮しながら合理的に決定する方法であり、そこに新しい価値の形成が期待される。これに対して「闘争」では、社会的諸価値は構成員（支配者、被支配者）間の対立・紛争関係を通して事実上調整・分配されるにすぎない。それは敵・味方間でなされる既存の諸価値の「奪い合い」であり、きわめて非合理的な分配方法といえる。

いいかえれば、「政策」にあつては「統一的決定が行なわれることによって、決定がないときよりも民衆全体の利益——『価値』は増大する。……ここでは決定の効果は明らかに非零和的」すなわち「プラス」となる。だが、「闘争」では、通常「支配者が自分の意志を社会内の一般成員——民衆に力で押しつけ……財貨や生産物を……奪い取ったり、社会内の諸『価値』（争奪の対象となるもの）を自分に有利に配分したりという利益をうる」。この時、「権力者が政治を通じて奪う利益と民衆が奪われる利益とは、プラス・マイナス零……」すなわち「零和的傾向」をもつといえる。こうして横・縦の軸によって四分された象限に四つの「政治」概念が成立する。

まず、「統治」と「政策」とで囲まれた第一象限、「開明的専制」では、支配者が上からの秩序を敷き、「公共」性を独占して国民のための政策の決定を行う。その具体的イメージを國家

段階でみると、近世絶対主義国家における啓蒙君主の統治がそれであり、極限形態としてG・オーウェルが『一九八四年』という未来小説で描いた「管理社会」、いわゆる「高度行政管理国家」を想定することができる。

次に「開明的専制」と対称的な位置に「自治」と「闘争」とで囲まれた第三象限「無政府的混乱」を考へることができよう。それは私的自由が最大に謳歌できる状態である。だが、その結果、私的自由相互の対立が緊迫化し、自然調和（自ずと治まる）が崩れて「闘争」的契機が強まる時、自治は破壊的なものとなり、社会状態を融解へと導くであろう。個人は無秩序と混沌の中に投げ出され、ホップズのいう「自然状態」が現出してくる。

しかしながら、こうした無政府状態も権力者が登場し、その集中された強制力を駆使してひとたび社会の統合に成功してしまえば、それは第二象限「権力的統治」ともいへべき社会状態に移行する。「闘争」的混乱は「暴力」によって收拾され、奴隸的秩序をともなう「恐怖国家」、「警察国家」が台頭してくる。古来、政治の本質を赤裸々な権力闘争と見るのような立場は、実力説 (Machttheorie) といわれ、ヒトラーの統治などがそれにあたる。

そして最後に、「権力的統治」の正反対の第四象限に「自治」と「政策」とで囲まれる「形成的自治」を位置づけることができる。

きる。それは私的自由の行使が十分に認められ、しかもその行使から生ずる対立が「闘争」に終らず、合理的調整を通じて新しい社会的価値を形成する、いわば理想的な社会状態である。そこでは「一人が万人のために、万人が一人のために」という社会理念が実現され、全体と個人との関係は何ら強制力をともなわずに調和が保たれることとなる。

以上、四つの政治概念についてその内容を明らかにしてきた。これらはいずれも理念型であり、現実の政治社会はこれらの複合した形態をとるはずであるが、次節では、いよいよこれら四つの「メス」をもって「校庭」の政治学的解剖を試みることにしよう。

三 政治学的解剖

さて、「校庭」の政治学はこれを論理の道筋に従って説明するならば、まず、子供同士による校庭空間の奪い合いから出発する。校庭が子供にとって価値ある空間であればあるだけ、その「争奪」戦は熾烈を極める。それは第三象限「無政府的混乱」として位置づけることができる。

ところで、「自治」が子供の私権の極大化と完全な自由の上に成立するといっても、その実践がただちに調和のとれた校庭空間を生み出すと考へるのはまったくの夢想である。政治的主体である「当事者」(子供)に十分な自治能力を欠く場合、校

庭は逆に混乱をきわめるだけであろう。「妥協」の意味すら理解できない政治の素人が、自己の利益を主張して「闘争」を繰り返すならば、「自治」は破壊的に作用し、ついには小さな学校社会は消滅の危機に瀕する。

そしてこうした「無政府的混乱」状態がしばらく続くと、子供たちはそれがもたらす不安と恐怖に耐えられなくなり、力強い「支配者」を要望するようになる。全児童の全児童に対する闘争は、子供たちの中で最も腕力にすぐれた六年生、「番長」グループの出現によってようやく收拾の方向に向かう。彼らは校庭空間の配分権を独占し、彼らに都合のよい秩序を押しつけることによって「無政府的混乱」に終止符を打とうとする。ここでは「暴力」こそ「秩序」正義を生み出す政治の切札となる。こうして校庭は混沌とした無秩序状態から第三象限「権力的統治」へと移行する。

だが、校庭空間における秩序の回復がすべての子供たちに満足感を与えるとは限らない。六年生によって独占された校庭の片隅で、「番長」の目を気にしながら遊ぶ下級生はいつか仕返してやろうと心に誓う。一方、六年生は下級生の反抗に備えて自らの腕力に磨きをかけているであろう。それは「無政府的混乱」とは異なるもう一つの恐怖政治である。

政治とは本来、校庭に「暴力教室」を演出することではない。暴力の発動を最小限におさえる「権力の経済」こそ政治の

要諦といえる。ここに「闘争」的次元を克服しようとする一つの方向性が出てくる。この動きが当事者内部（たとえば「番長」グループ）にみられない場合、下級生を中心とした子供たちの期待は「後見人」である先生に集まる。

かくして「闘争」が「政策」へ転換する時、「校庭」の政治学の主役は「番長」グループから先生へと交代する。先生が校庭空間を適切、合理的に配分し、子供たちを快く遊ばせるのは、第一象限「開明的専制」にあたることによってよいであろう。先生の「知恵」が児童間の無意味な闘争を收拾し、ここに整然とした校庭の風景が描き出されることとなる。

先生はこの時、啓蒙的、開明的であっても「専制君主」である。一方、子供は絶対主義体制下の臣民と同様、「統治」される対象であり、その政治的主体性は求められていない。もしも校庭の配分に関して先生と対等に意見を述べようとする子供がいれば、彼は「秩序」壊乱者として罰せられる運命にある。古来、専制君主は彼を乗り越えようとする民衆を憎むものである。

子供たちは「開明的」先生によって飼育され、しだいに畏縮して個性を喪失し、いつしか型にはまった「管理社会」での生活に甘んずるようになる。そして先生の手厚い保護が加えられればそれだけ、「自治」の何たるかを知り、小さな政治に主体的に関わり合う機会を失う。「お上」支配の濃厚なわが国の政

治風土の中で、児童期におけるこうした「管理」体験は成人後の受益者感覚の基盤となり、いつまでも自立できない「モラトリアム」人間の土壌を培う。

とくに今日、高度行政管理国家の圧倒的な影響力に囲繞され、民衆の大部分が自発性、主体性を奪われつつある政治状況を考える時、子供が学校社会にあって早くも管理の網の目に捕われ、「政治的有効性感覚」(political effectiveness)を体験できぬまま、大人になっていく事態は深刻に受けとめられねばならない。こうした「開明的専制」の隆盛は次節であつかう「自治」と「政策」とで囲まれる第四象限、「形成的自治」の可能性を減少させるが、このことは同時に、民主主義の衰退をも示唆している。

四 形成的自治と政治教育

さて、図12では「開明的専制」が「自治」の領域に踏みこむか、あるいは「無政府的混乱」の中から「政策」志向が出てくる時に、「形成的自治」が成立すると想定されている。「校庭」の政治学の範疇で考えると、先生が子供の「自治」能力の可能性を信頼して啓蒙的立場を一步離れ、一方、子供が「闘争」の不毛性を自覚して校庭の合理的配分に目を向ける時に、「形成的自治」の次元が始まると表現できるであろう。「校庭」の政治学の主役は先生と子供となり、彼らの共働性が「形成的自

治」の重要な鍵をにぎる。先生と子供は会議を開き、平等な立場で校庭配分のありかたを考え、議論し、双方の納得のいく計画を練り上げていく。そしてここによくやく「暴力」も「管理」もみられない共同空間としての校庭配分計画が決定される。

「無政府的混乱」から出発した「校庭」の政治学は、論理の脈絡をたどりながら「形成的自治」に到達するが、さて、今日、子供たちが「形成的自治」を我がものとすることは可能であろうか。この課題が広義の政治教育、市民教育と深く関連していることはいうまでもない。

戦前の政治教育が「公民」(市民)ならぬ「皇民」を育てたことはよく知られている。天皇の「赤子」として戦場におもむいた皇民は敵軍と勇敢に闘ったが、一度指揮官を失うとたちまち隊列を乱し、新たな戦術を展開しえぬまま玉砕して果てたという。彼らの脳裏には上司に対する服従しかなかったのである。型にはめられた「公式」主義者ほど「応用」問題を解くことができない。「あまりに人為的で柔軟性のない教化が行なわれると、それは変化のほげしい世界ではかえって危険なものになるであろう。あまりにも厳格に教え込まれたものは、その教化の時点では予測できなかったような、新しい状況に適應していくことが困難である」。

戦後の政治教育、市民教育は戦前の「皇民」体験から一体何

を学んできたであろうか。今日、「公民教育」は「政治に主体的に参加できる市民」の育成を目標とし、「生活指導」は子供の自主・自立性を涵養する実践の場とされている。だが、現在使用されている小・中学校の社会科学教科書（主として公民的分野）に目を通してみると、それらは子供たちの政治的関心を阻害させるために編纂されているのではないかと疑いをもつほどに、無味乾燥の「暗記もの」である。教科書の中で憲法の原理、議会制民主主義、三権分立など、どんなに丁寧に政治の「タテマエ」を教えられても、それらを現実を生かす場がなければ、子供は政治の「ホンネ」を知り、政治の技術を身につけることはできない。児童会の運営が先生の意向をうかがいながら進められるようでは、子供の自主・自立性は容易に育たないであろう。

松下圭一教授が指摘しているように、「自治能力」は「学校や読書では身につけることはできない。それは、私たちみずから、政治に参加することによって、はじめて習熟することができ⁽⁹⁾る」。同様に、子供の自治能力は教科書の丸暗記や先生の後見的管理によって生まれるものではない。子供は「校庭」の政治学を実践することを通して「形成的自治」の重要性を体験的に学ぶのである。

「だからこそ」と篠原一教授は述べている。「学校教育においても知識だけでなく、一人の市民として何をなしようかとい

う主体的姿勢が教えられなければならないのである。わが国小中学校における社会科学ではなお知識の体系を教えることに主眼がおかれ、行動する市民のための教育という観点が希薄である。教師の側からする教科書批判などをみても、問題は革新的な知識であるよりもむしろ、市民としての行動性であるという公理がわが国ではなおよく理解されていないように思われる」（傍点は原文⁽¹⁰⁾）。

ところで、一九三〇年代早くも政治教育、市民教育の重要性に着目していた米国の政治学者、C・E・メリアムはその著書『政治権力論』の中で「無法者の法」に言及している。「ある集団がいかに反社会的であろうと欲し、また反社会的であるように見えるとしても、完全に法を守らない集団などは存在しえない⁽¹¹⁾」。メリアムはたとえば「海賊」のような「無法者」の世界にも自主的に取り決められた「掟」がみられるとして、「海の男の法」を紹介している。

- 一、十字架の印しによる信義の誓い
- 二、一切の重要案件についての自由な討論と投票
- 三、食物の平等な分配
- 四、女人の乗船禁止
- 五、盗みの禁止

（初犯は耳・鼻切断、再犯は孤島置き去りの刑に処され
た）

六、船上での私的な争いの禁止

(私的な争いは全員が集まった前での決闘によって決着がつけられ、どちらかが最初に傷ついたところで終りとされた)

七、各航海ごとに、全員が署名した乗船契約によって、次のことがらを明確に規定すること

a、手に入り得るすべてについての分配予定

b、仕事上の事故についての補償⁽¹²⁾。

メリアムは「アウトロー」の世界にさえ、このように「自治」的秩序を形成する能力があることを見落としてはいない。いや、ここに誓約された規則の一つ一つは、複雑怪奇な現代「統治」法体系よりもはるかに簡潔に具体的に、構成員の共同意思を反映している。そして私たちはここに、混沌とした無政府状態から秩序が自発的に形づくられていく原初的段階をみるこゝとができる。

五 小さな「革命」体験の意味

校庭の配分をめぐる政治学的解剖はいつの間にか政治のあり方から「政治教育」の領域に及んできたようである。今日の政治教育の課題は前節で述べた「海の男の法」の発想を活かしつつ、子供の手による「政策」形成の可能性を開発していくことにあるのではないか。それは子供たちの稚拙な「自治」を先生

政治学ノート(その一)

の開明的な「政策」へ引き上げることではない。むしろ先生が子供の立場を十分理解して子供の自治能力を引き出すことである。そのために、先生はまず、学校社会の一部分を子供の「自主管理」に委ね、「有限責任」の感覚を身につけさせるように言除すべきである。

このように書くとき子供に「自治」能力があるのかと危ぶむ声も出て来よう。幼時から社会的権威への不信と自力解決を教えられてきている米国の子供であればいざ知らず、「縦社会」と「甘え」の構造の中で育ったわが国の子供には、学校社会において自主的秩序をつくることなど、不可能である。いたずらに混乱をきたすだけであろうと……。だが、大人たちの「後見人」的発想こそ、ひろくわが国の政治に「海の男の法」形成の可能性を阻害してきた、とはいえないであろうか。

「……大使館参事官(米國——引用者注)をしていた友人から、自分の子供が通っている小学校で、ケネディ派とニクソン派に分かれてクラス討論会をやったという話を聞いた。国政であれ地方政治であれ、国民に民主政治をなう公民として必要な資質を身につけさせることが先決問題である。未成年者に選挙運動をやらせることの可否や政治教育のやりかたの議論は別として、わが国においても、小さい時から学校教育の場も利用して培ってゆくのであれば、付け焼刃に終ってしまう⁽¹³⁾」。

「自主管理」と「有限責任」の担い手となることが子供にと

って困難であることはいうまでもない。子供の「自治」とはフランスの哲学者P・フルキエが「倫理・公民」の教科書で指摘しているように、子供にきびしい重荷を課する。

「……自治によるクラスでは、気まぐれや、勝手きままが認められないことは、注意してほしい。クラス自身が、クラスを支配する規則を定め（これが『自治』という語の意味である）、この決定には各人が参加する。しかしこの規則は一度定められれば、すべての人に適用される。クラスでは自治が行われるが、この自治に参加するという事実によって、一致してきめられた規則を尊重する倫理的義務が、個々人に対して発生する。……自治は、自分の活動のあるものを、自分自身で組織し得ることを証明したクラスにのみ与えられる。……」⁽¹⁴⁾。

しかしながら、ひろく「管理社会」の動向に目を向ける時、私たちは「校庭」における子供たちの「政治」の実践を強く主張せざるをえない。そこに多少の行きすぎや非合理的要素が混在しようとも、子供たちが手さぐりで無秩序の中から秩序を形成していく体験、いいかえれば、校庭における小さな「革命」「混乱」から自発的「秩序」形成へ）体験こそ、現在の子供にとって最も必要とされているのではあるまいか。それは「管理社会」の呪縛に対する子供の抵抗力を培い、政治的有効性感覚を実感させると同時に、政治技術を身につけさせるからである。

議論はもはや「校庭」空間と子供を離れてもよい。「周知のように、日本では私たち国民が自分の生活と実践のなから制度づくりをしていった経験に乏しい。歴史的にいつても、たいの近代的な制度はあらかじめでき上ったものとして持ち込まれ、そのワクにしたがって私たちの生活が規制されてきた……。それでおのずから、まず先に、法律や制度の建て前があってそれが生活のなかに降りてくるという実感が強く根を張っていて、その逆に、私たちの生活と経験を通じて一定の法や制度の設立を要求しまたはそれらを改めていくという発想は容易にひろがらない」(傍点は原文)⁽¹⁵⁾。

こうした歴史的経験を踏まえて「高度行政管理国家」の現状を考えるならば、「校庭」の政治学は今、むしろ私たち一人一人の市民の問題である。前述したメリアムはかつて「正義」と「秩序」のありかたをめぐってルーズベルト大統領と交わした対話の様子を次のように記している。

「正義と秩序とが相克をきたした時、どちらを優先させるべきか。かつてテオドル・ルーズベルトは私にこう言ったことがある。『メリアム君、秩序が正義かの選択をせまられた場合、私はいつも秩序の側に立つだろう。君はどうだね』。『おそらく違いますね』と私は答えた。『私はアメリカ革命の子孫ですから』(“I belong to the Sons of the American Revolution.”)⁽¹⁷⁾。私たちはメリアムのいうような大きな「革命」の体験をもつ。

ていない。しかし、私たちの周囲を見渡せば、そこに改革を必要とする旧態依然たる制度や、自由を抑圧している管理的秩序など、小さな「革命」の契機は山積している。

「真の秩序は、決して古くから伝わる『固定的秩序』を意味するものではない。むしろ社会の成員が自己の機能と行動を十分發揮しうる条件と規範をととのえたとき、初めて形成される。これを『形成的秩序』と名付けてよい。その意味で、形成的秩序は、不断に新しい規範を生むための胎動がもたらす摩擦を免れがたい。もし、この胎動を、平地に波瀾を起こすものとして押えるならば、社会の発展も停止すれば、真の秩序も成り立たない」(辻清明)。「校庭」の政治学が説かれる所以である。

注

(一) 「校庭」という子供にとつて価値のある限定空間の配分のありかたをめぐって政治学の方法の適用を思いついたのは、筆者が教育学部に所属し、間近に附属小学校の校庭とそこに遊ぶ子供の様子を観察する機会に恵まれたからである。しかしながら、E・E・シャットシュナイダーは一九六〇年に著わした『半主権人民』(E. E. Schattschneider, *The Semisovereign People*, 1960, 内山秀夫訳、而立書房、一九七二年)の中で、すでに「校庭」の政治学に言及している。

「……紛争を社会的に拡大する、すなわち、紛争にますます多くの人びとを組み入れて、ついには力のバランスが変わるまでもつてゆこうという考えをもつのは、弱者の方である。学校の運動場で、『先生にいいつけている』のは、がき大将ではなくて、力のないちびどもである。教師が運動場での力関係に介入すると、事態は一挙

に変わる傾向がある。紛争の規模を拡大することで、私的な権力関係を修正することが、公的権威の機能なのである。……」(邦訳五八頁、傍点は原文)。

(2) デヴィッド・イーストン著岡村忠夫訳『政治分析の基礎』みすず書房、一九六八年、六七頁。

(3) 高島通敏『政治学への道案内』三一書房、一九七六年、二二頁。

(4) 『同書』二〇頁。なお、引用文中「……(統治)……(自治)……」は引用者が補ったものである。

(5) 同所。

(6) 阿部齊・有賀弘・斎藤真『政治—個人と統合』東京大学出版会、一九七六年、十一頁。

(7) 高島通敏・関寛治編『政治学』有斐閣、一九七八年、三十五頁。

(8) C・E・メリアム著斎藤真・有賀弘訳『政治権力—その構造と技術—下』東京大学出版会、一九七三年、四四九頁。

(9) 松下圭一『新政治考』朝日新聞社、一九七七年、一五〇頁。

(10) 篠原一『市民参加』岩波書店、一九七七年、八二—三頁。

(11) C・E・メリアム『前掲書—上』一二四頁。

(12) 『同書』二一九—三〇頁。

(13) 佐久間強「住民の自治意識を薄める集票活動／私にとつての実感的地方観」朝日ジャーナル」第二卷第十三号、二八頁。

(14) P・フルキエ著久重忠夫訳『公民の倫理』筑摩書房、一九七七年、二〇一頁。

(15) 筆者は小さな「革命」における「行きすぎ」や「非合理的要素」を特によしとして強調しているわけではない。しかし、以下に全文を掲げる「天声人語」の中の先生の態度には理解し難い点を感ずる。「噛みつく」ことの意味を読者の方々ほどのように考えられるであろうか。

「ある町で聞いた小学二年生の男の子の話である。去年の夏ごろか

(18) 辻清明『政治の精神』朝日新聞社、一九七九年、六〇一頁。

ら、急に食欲が落ち、日ましに顔色が悪くなっていった。父は息子
の日記を読み、同級の子の母親らの話を聞くうちに、どうやらその
原因が分かってきた。たった一人の級友のためだったのである▼そ
の子は『死刑』と呼ぶゲームをやる。同級生を壁に向かって立た
せ、後ろからなぐりつけるのである。『結婚』というゲームを考察
して、いやがる男女児童をおどかして、接吻(せつぶん)させる。
給食に異物を入れる。えたいの知れない液体をつくり、女子に『飲
め』と強要する▼はじめして、明るさのないはずだ。ある
日、息子は、何人かの級友に団結しようと呼びかけた。だが、単身
で暴力に立ち向かう体力と気力のない子が集まっても、それは烏合
(うごう)の衆にすぎない。数日後、被害者同盟は解体した。別の
日、先生が全員を運動場に出し、級友の輪の中で息子とその子を戦
わせることにした▼息子は、前夜、父に作戦を聞いた。父は『噓
(か)みつけ』と教えた。が、戦う直前に、先生は『噓みつくこと』を
禁じた。息子は、級友の声援のなかで、戦い、さんさんになぐら
れ、負けた。先生は、子どもの世界の問題は、子どもの手で考えて
いた。が、この戦いで、何の解決も生まれはしなかった▼先生は考
える。『無風の環境では、たくましい子は育たない』。しかし、父は
考える。『学校は秩序を重んじ、友情をはぐむ場ではないか』。い
じめっ子にはじめっ子なりの論理があるだろう。皆に敬遠される
から余計いらだつ、という面もあるだろう▼しかし息子の顔色は、
なおも青ざめていった。級友の幾人かは、暴力に屈することで、暴
力をまぬがれる知恵を身につけた。そうあってはならぬと父は思い、
転校を考えた。学年が変わって、その子は別のクラスにいった▼話
はこれで終わる。が、父にも子にも先生にも、まるで話は終わって
いない。そして、子どもたちの肩には終わらぬ話ばかりが多すぎ
る』(『朝日新聞』一九七八年五月五日付朝刊 傍点は引用者)。

(16) 丸山真男『日本の思想』岩波書店、一九六一年、一七〇―一七一頁。

(17) Charles E. Merriam, *Systematic Politics*, 1945, p. 64.